

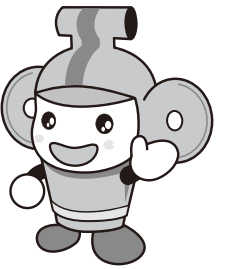
市民税・県民税の申告は正しく、期限内に!

申告期間は、2月13日(月)から3月15日(木)までです。

(2月13日(月)から18日(土)までは、児玉会場だけの受付です。日程と会場については5ページの日程表をご確認ください!)

今年も申告の時期になりました。毎年、期限間近になると会場がたいへん混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。早めに準備して、できるだけ指定日にお出かけください。

★課税課 ☎ 25 1 1 2 3



申告相談日程

受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時

月	日	曜	地区	会場
2月	13	月	第一金屋、第二金屋、第三金屋、長沖	総合支所大会議室
	14	火	宮内、飯倉、田端、保木野、塩谷、高柳	
	15	水	秋山、風洞、西小平、東小平	
	16	木	長浜町、鍛冶町、上町、下町	
	17	金	仲町、新町、連雀町、本町、本泉全域	
	18	土	市内全域 (市民税・県民税申告優先)	
	20	月	南、前原、緑、栗崎	
	21	火	東台、住居表示外 (照若町・本町・台町・諏訪町)	
	22	水	日の出	
	23	木	朝日町、五十子、東富田、今井	
	24	金	四季の里、北堀、西五十子、東五十子、四方田	
	27	月	寿、けや木	
	28	火	傍示堂、鷓森、堀田、滝瀬、宮戸、小和瀬	
	29	水	牧西、仁手、下仁手、久々宇、田中、上仁手	
	3月	1	木	
2		金	千代田、見福	
4		日	市内全域 (市民税・県民税申告優先)	
5		月	中央、本庄	
6		火	若泉、銀座	
7		水	吉田林、上真下、下真下、共栄 (全域)、高関	
8		木	西富田、蛭川、下浅見、入浅見	
9		金	小島	
12		月	栄	
13		火	小島南、下野堂	
14	水	柏、駅南		
15	木	市内全域 (市民税・県民税申告優先)		

申告時に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 収入金額や経費が分かるもの
給与所得、年金所得のある人：源泉徴収票
事業所得(営業、農業)、不動産所得のある人：収支内訳書
- ③ 各種の控除を証明できるもの
▼ 配当所得、一時所得、雑所得等のある人：支払調書

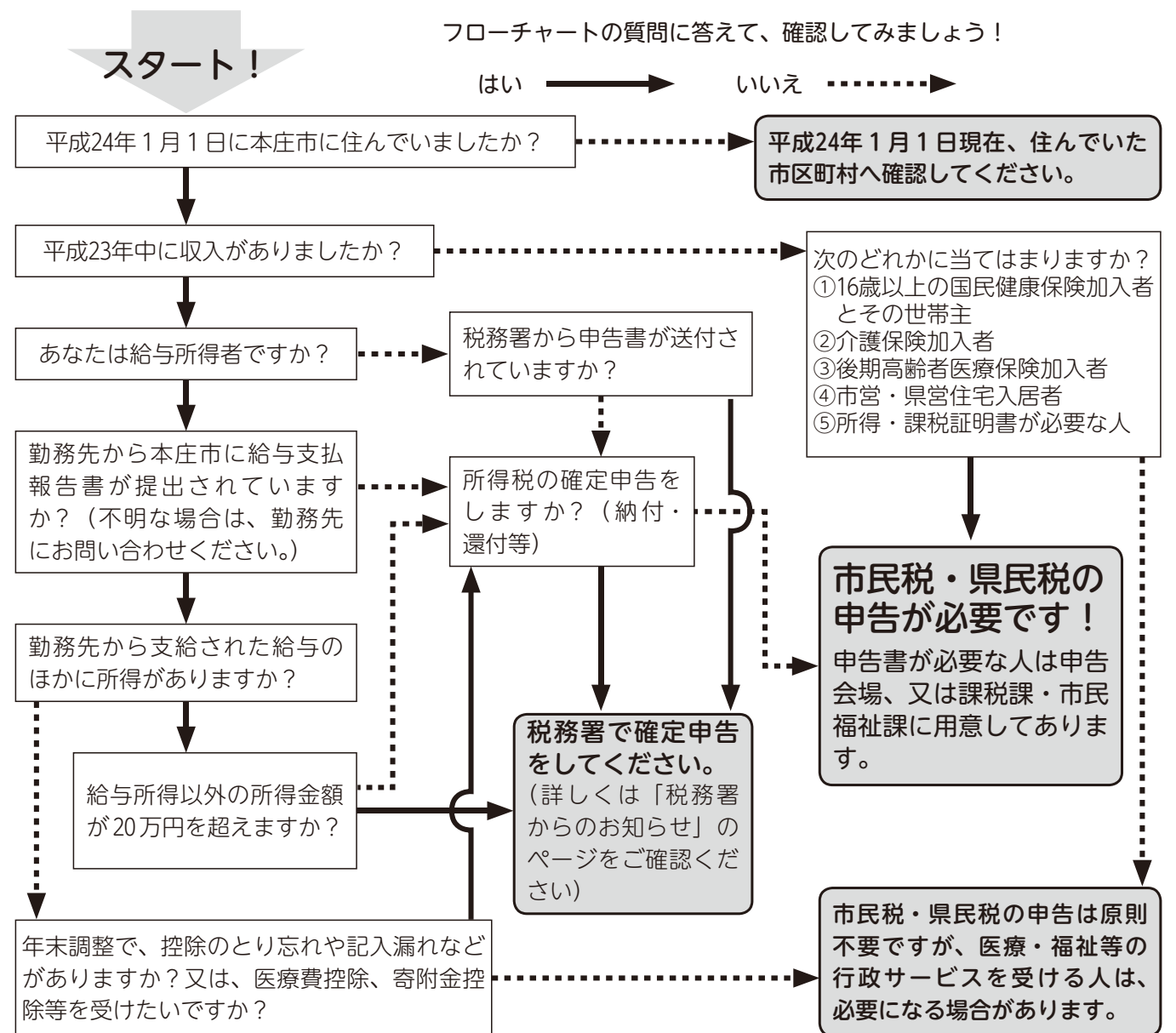
▼ 保険料控除、寄附金控除を受ける人：社会保険(任意継続、国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険等)、生命保険(一般、個人年金)、地震保険(経過措置の損害保険を含む)、寄附金の領収書又は支払証明書

▼ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等の保険料が年金から天引きされている場合、控除の適用は保険料を支払った本人になります。(配偶者その他親族の控除には適用されません。)

▼ 医療費控除を受ける人：医療費の明細書及び医療機関に支払った費用の領収書等、保険金などで補填された金額がわかる書類

▼ 障害者控除を受ける人：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、

あなたの申告は市民税・県民税申告?それとも確定申告?



※このフローチャートは一般的な例です。

●次に該当する人は、税務署で申告してください。

①青色申告②平成22年分以前の確定申告③死亡者の確定申告④土地・建物・株等の譲渡所得⑤雑損控除⑥住宅借入金等特別控除⑦山林所得⑧災害減免⑨外国税額控除⑩外国に住んでいる扶養親族の扶養控除を受けたい



申告は3月15日(木)までに済ませましょう。なお、期限内に申告をしない人は、平成24年度(平成23年分)所得・課税証明書の発行に日数を要する場合があります。

申告は期限内に

介護保険要介護認定者の障害者控除の適用について



介護保険の要介護認定(要介護2〜5)を受けている人は、身体障害者手帳等を持っていない場合でも、市が交付する「障害者控除対象者認定書」を提示することで、障害者控除を受けられます。

対象 65歳以上の人で、次の要件のいずれかに該当する人

- ①平成23年12月末時点で、要介護2から5までのいずれかの認定を受けている人
- ②平成23年中に死亡した人で、亡くなった時に要介護2から5までのいずれかの認定を受けていた人

申請方法 本人又は代理人が介護保険被保険者証を持参のうえ、左記へ

★介護いきがい課 ☎ 25 1 7 1

9、市民福祉課 ☎ 25 1 3 3

1 (内線 3 1 3)